

3つのステップで考える相続・贈与対策 ～相続税の納税方法～ その13

3つのステップで考える相続・贈与対策の解説は今回が最終回です。今回は、相続税の納税方法について解説します。

1. 延納（特定物納）

国税は、金銭で一時に納付することが原則です。しかし、相続税額が10万円を超え、金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供することにより、年賦で納付することができます。

これを延納といいます。この延納期間中は利子税の納付が必要となります。

なお、平成18年4月1日以後の相続開始により取得した財産に係る相続税を対象として、延納の許可を受けた相続税額について、延納条件を変更してもなお延納を継続することが困難となった場合には、一定の要件により延納から物納（特定物納）への変更することができることとなりました。

2. 物納

国税は、金銭で納付することが原則ですが、相続税に限っては、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として一定の相続財産による物納が認められています。

なお、財産の生前贈与を受けて相続時精算課税又は非上場株式等の納税猶予を適用している場合には、それらの適用対象となっている財産は、物納の対象とすることはできません。

物納は、次に掲げるすべての要件を満たしている場合に、物納の許可を受けることができます。

- ① 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること。
- ② 物納申請財産は、納付すべき相続税額の課税価格計算の基礎となった相続財産のうち、一定の財産うち定められた順位で、その所在が日本国内にあること。
- ③ 物納に充てることができる財産は、管理処分不適格財産に該当しないものであること及び物納劣後財産に該当する場合には、他に物納に充てるべき適当な財産がないこと。
- ④ 物納しようとする相続税の納期限又は納付すべき日（物納申請期限）までに、物納申請書に物納手続関係書類を添付して税務署長に提出すること。

【物納財産の順位】

順位	物納に充てることができる財産の種類
第1順位	① 不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等（特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含み、短期社債等を除く。）
	② 不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③ 非上場株式等（特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含み、短期社債等を除く。）
	④ 非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤ 動産

3. 相続税の納税猶予

① 農地等についての相続税の納税猶予

相続税の納税猶予制度は、原則として終身農地を耕作することを条件として、一定の要件を満たした場合に発生した相続税の納税が猶予される制度で、農地の細分化防止や農業後継者の確保を目的として設けられています。

相続税の納税猶予を受けようとする場合は、申告期限内（原則として相続開始後10か月以内）に税務署へ申告書の提出が必要です。申告の際に、農業委員会の証明する相続税の納税猶予に関する適格者証明書などが必要になります。

② 非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置）

経営承継円滑化法による都道府県知事の認定を受ける非上場会社の後継者である特例経営承継相続人等が、被相続人から非上場株式等を相続等により取得をし、その会社を経営していく場合には、特例経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、非上場株式等に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され、特例経営承継相続人等が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます。